

監 査 の 対 象	保健福祉部 福祉総務課	
指摘を受けた監査結果	令和5年度 後期 監査結果報告書	
	監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>滞納繰越金の債権管理について</p> <p>臨時福祉給付金返還金の滞納繰越金について、令和4年度は、全17名分の納付書を作成していたが債務者へ送付していなかった。本来、納付書ではなく納入通知書を作成すべきであり、うち2名分の納付書は、返還請求額を15,000円とすべきところ10,000円と誤って財務会計システムに登録していた。</p> <p>また、令和5年度は、4月1日に行うべき調定を5か月以上経過した監査時点において行っておらず、納入通知書の送付もしていなかった。加えて、債務者への電話等も行っていないため、令和4年度以降は催告ができていない状況となっていた。</p> <p>さらに、債権管理台帳において、時効がわかる日付、催告内容の記録、債権の徴収に係る履歴等の必要な事項が漏れており、令和3年度以降については記載もされていなかった。</p> <p>佐賀市債権管理条例及び同条例施行規則並びに債権管理の手引きに基づき、適正な債権管理台帳を整備するとともに、催告等の重要な事務が遺漏することのないよう、担当者任せにせず、上席者が事務実施状況等について適宜確認するなど、部署内でのチェック体制を見直し、組織として適正な債権管理ができるよう体制を構築されたい。</p> <p>また、当該債権は時効が近づいているものもあるため、債権管理の手引きのとおり電話や訪問等を併用するなど効果的な債権回収に努められたい。</p>		<p>臨時福祉給付金返還金の滞納繰越金については、担当者だけではなく、係長及び課長についても随時進捗状況の確認を行うよう事務の進め方を改めました。</p> <p>債権管理台帳については、債権管理の手引きを参考に個人ごとの台帳を作成し、これまでの催告等の履歴について整理を行いました。これに合わせ、納入通知書の送付及び電話による納付依頼を実施したところです。</p> <p>令和6年度以降は、年度当初の調定を徹底し、納入通知書の送付及び電話等での催告による債権回収に努めていきたいと考えています。</p>